解散公告

当社は、平成三十年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

沖縄県那覇市銘苅二丁目四番四三号

沖縄アソシエイツシステム有限会社

代表清算人　弁護士　中村　昌樹

連絡先　沖縄県那覇市おもろまち四丁目一〇番三八号　スカイガーデンビル三階

新都心法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十一月二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により平成三十年三月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

静岡県沼津市下香貫字島郷二七七三―一

医療法人社団慶信会

清算人　井上　慶三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年一月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

秋田県大仙市戸蒔字谷地添七一番地一

医療法人吉村クリニック

清算人　吉村　総一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十二月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

京都府宇治市南陵町二丁目一番地の三二

宗教法人神隨教会

清算人　髙谷　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成三十年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

神戸市兵庫区夢野町三丁目一〇番一四号

医療法人社団佑生会平松歯科医院

清算人　平松　建司

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年四月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

佐賀県伊万里市松浦町山形七六八五番地四

農事組合法人伊万里新幸農園

清算人　渡邊　隆夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月三十一日栃木県知事の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

栃木市本町一四番三〇号

学校法人長清寺学園

清算人　黒川　弘賢

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年一月二十七日開催の理事会及び評議委員会の議決により平成三十年四月三日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

横浜市中区山下町一一八番地

学校法人さくら学園

清算人　勝山　啓文

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月三十日稲沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原五一番地九

稲沢善光寺南土地区画整理組合

清算人代表　黒田　隆久

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年一月二十二日開催の臨時総会の決議により同年四月九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十八日

大分県大分市下郡北三丁目二四番二一号

医療法人なつめ会みぞぐち産婦人科医院

清算人　溝口　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県八幡平市荒木田第七地割四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十八日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号

相続財産管理人　松岡　佑哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市北笹間三地割九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　根子多嘉雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十八日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市馬場通り三丁目四番地一八、最後の住所栃木県宇都宮市馬場通り三丁目四番五号　被相続人　亡　齋藤シヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十八日

栃木県足利市田中町九〇七番地五リッツタワー五階　皐月法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星澤　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区下目黒一丁目五番、最後の住所千葉県船橋市西船四丁目三〇番一七号

ベストライフ船橋南

被相続人　亡　四ツ屋久利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十八日

事務所千葉市中央区中央三―一〇―四マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙綱　剛

第19期決算公告

平成30年5月23日　札幌市中央区北2条東12丁目98番地42

ジェコス北海道株式会社

代表取締役社長　武石　耕一

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,088,954	流動負債	515,895
固定資産	787,761	（うち賞与引当金）	(9,356)
有形固定資産	775,473	固定負債	157,577
無形固定資産	1,645	（うち役員退職慰労引当金）	(4,651)
投資その他の資産	10,642	株主資本	909,409
		資本金	10,000
		利益剰余金	899,409
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金	896,109
		（うち当期純利益）	(125,215)
		評価・換算差額等	293,833
資産合計	1,876,715	負債・純資産合計	1,876,715